

検察庁ってどんなところなの？

～検察事務官 No.2～

前号に引き続き、今回は**検務（けんむ）部門**の仕事のうち、**徴収（ちようしゆう）**、**犯歴（はんれき）**、**記録（きろく）**の事務と**事務局部門**について説明します。

例えば、交通事故を起こしてしまい、裁判で罰金を支払わなければならないことが決まった人からお金を徴収したり、なかなか支払わない人に対して督促したりしています。この事務を**徴収事務**と言います。また、罰金を支払わないまま逃亡する人もおり、その時は居場所を調査して、発見した際は捕まえ、罰金を支払わせるか、その代わりに刑務所に入れることも徴収事務の仕事の1つです。

ところで、みなさんは「**前科（ぜんか）**」という言葉聞いたことがあるでしょうか。前科とは犯罪の経歴のことを言いますが、この前科を把握し、裁判での資料などに使用するために全国でそのデータを共有で

きるように管理しています。この事務を**犯歴事務**と言います。

さて、熊本地方検察庁では、1年間にどれぐらいの事件を受理していると思いますか。昨年は、約2万5,000件の事件を受理しています。これらの事件の裁判が終わった時などに、その資料（記録）を整理し、保管・管理しています。この事務を**記録事務**と言います。

次に、**事務局部門**について説明します。

事務局部門の検察事務官は、これまで紹介してきた捜査・公判部門や検務部門の事務がスムーズに進むようにサポートをしています。

例えば、職員の給与に関する事務、コピー用紙やボールペンなどの消耗品の購入に関する事務、広報に関する事務などを行っています。

このように、検察事務官は、検察官の良きパートナーとして活躍しています。



検察庁ってどんなところなの？

～被害者支援員～

検察庁では、捜査や裁判の段階、あるいは裁判が終わった後においても、犯罪被害者やその親族の方々等に対する支援に努めており、その一環として、よりきめ細やかな配慮を行うため、検察庁に**被害者支援員**を配置しています。

被害者支援員は、犯罪被害者の方々等の負担や不安をできるだけ和らげるために、主に

- ① 犯罪被害者等からの相談への対応
- ② 法廷への案内・付添い
- ③ 証拠品の返還などの各種手続の補助
- ④ 被害者支援機関等の紹介

などの支援活動を行っています。

また、犯罪被害者の方々等が、気軽に相談などができるように、専用電話「被害者ホットライン」を設置しています。「被害者ホットライン」は、電話だけでなくファックスでの利用も可能となっており、夜間や休日でも留守番電話やファックスで利用できます。

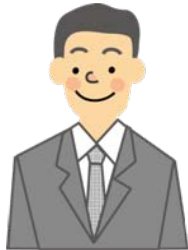


来庁された方の対応をしている様子

被害者ホットライン(熊本) TEL・FAX 096-323-9068

検察庁職員からのメッセージ

～次世代を担う少年たちへ～



私は、昨年4月、約20年程勤めた農林水産省から人事異動により、検察庁で働くことになりました。

現在、当庁の検務部門の事件係を担当していますが、私にとって、今までとは全く違う分野の仕事であり、犯罪の件数、種類の多さ・複雑さに戸惑いながらも、少しでも事件や犯罪等が減少する一端を担うことがで

きればと、日々一生懸命業務に取り組んでいます。

また、当庁は、余暇のスポーツ等が盛んで、私も野球部に入部しています。野球を通して、チームワークの大

切さを実感していますが、これは仕事にも当てはまることです。自分一人ではできないことは本当に限られていますが、多くの人と協力することによって、より正確・迅速に、かつ一人一人の仕事の負担を軽減することにも繋がっていきます。

皆さんも、自分自身で行う日々の勉強はもちろんですが、多くの友達や周りの人たちと協力して成し遂げる喜びを感じてほしいと思います。

そして、人の痛みの分かる人間になってほしいと思います。そうすることで、犯罪の少ない、住みよい社会の実現に繋がっていくのではないのでしょうか。

私も早く一人前の検察事務官として成長できるように努力していきたいと思っています。

みなさんが大人になったときに、もっともっと住みよい社会となっていますように。【検察事務官】



裁判員制度 について - vol.2 -

Q1 裁判員に選ばれたらどのようなことをするのですか？

1 公判に出席します

裁判官と一緒に、刑事事件の審理（公判）に出席し、検察官の言い分や証拠、被告人・弁護人の反論・反証を直接見聞きします。公判は、できる限り連続して開かれ、多くの場合は、3、4日で終わります。

そのため、公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。

なお、裁判員も、証人や被告人に質問をすることができます。

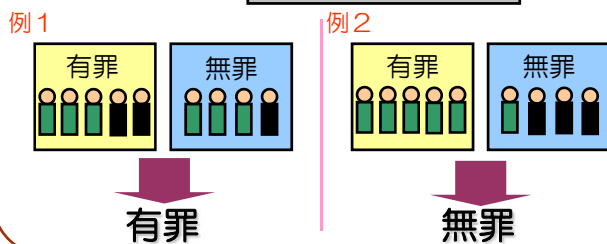


2 評議、評決をします

証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にすべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定し（評決）ます。

議論を尽くしても、全員一致の結論が得られない場合、評決は、多数決により行われます。ただし、有罪であると判断するためには、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上を含む過半数の賛成が必要になり、それ以外の場合は無罪になります（下図を参照）。

多数決の例



3 判決の宣告に立ち会います

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告を行い、裁判員も立ち会います。

Q2 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

大丈夫です。

例えば、目撃者の証言により、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、みなさんが、日常生活におけるいろいろな情報に基づいて、ある事実があったか、なかったを判断していることと基本的に同じであり、特に法律知識は必要ありません。

もし、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配ありません。

さらに、検察官や弁護人も、分かりやすいメモを配布したり、説明の仕方を工夫したり、みなさんに馴染みのない難しい法律用語をやさしい言葉に言い換えたりして、裁判員のみなさんに分かりやすい裁判が行われるように努力しています。



Q3 裁判員となるために仕事を休むことは認められますか？

認められます。

裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。



Q4 裁判員には日当や交通費は支払われるのですか？

支払われます。

裁判所までの交通費のほか、日当（上限1万円）が支払われます。

なお、裁判員選任手続期日に出席した裁判員候補者にも、1日8,000円を上限とする日当が支払われます。



検察庁では、出前・移動教室（法教育、模擬裁判など）を行っています！また、裁判員制度について分かりやすく紹介したDVD（「総務部総務課 山口六平太 裁判員制度プロジェクトはじめます！」など）の貸し出しや裁判員制度に関するパンフレットを配布していますので、活用される場合は、お問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

〒860-0078 熊本市京町1丁目12番11号 熊本地方検察庁企画調査課（広報担当）

電話 096-323-9035 FAX096-323-9097

メールアドレス 39-kikakutyousaka@ppo.moj.go.jp

ホームページアドレス <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

詳しくは↓↓

熊本地方検察庁

検索

